

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年六月十六日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（規則一一―三）の一部を次のように改正する。

別表第一海陽町の町長部局の項中「主幹」を「主幹 にぎわい創造幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。